

# 福祉バス運行のしおり(2024年4月～)

## 1 利用できる団体等

	対象となる団体	申請受付期間	利用回数
(1)	おおむね 60 歳以上の人で構成する団体	3 か月前	年 8 日
(2)	障がい者団体	～	年 4 日
(3)	北広島市社会福祉協議会	10 日前	年 8 日
(4)	北広島市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体	2 か月前	年 4 日
(5)	その他高齢者の生きがいをづくり、障がい者の社会参加及び福祉団体の育成の促進を図るために市長が適当と認めた団体等	～ 10 日前	年 4 日

## 2 利用できる日、運行時間

利用できる日は、1月4日から12月28日までです。(車検、点検等の日は、利用できません。)

運行時間は、午前8時から午後5時までです。

## 3 運行距離

(1) 1日利用の場合 300キロメートル以内

(2) 2日間連続利用の場合 1日につき250キロメートル以内

注1 経路は、交通安全の観点から、主に幹線道路を走行します。

注2 交通法規を遵守しますので、ゆとりをもった行程にしてください。

注3 2日間連続利用で運転手が宿泊する場合は、運転手用に2部屋を確保してください。(朝食付きで8,000円程度)

## 4 乗車人員

15人以上45人以内

(この他に市有バスの場合は、車いす2台分2人が乗車できます。)

## 5 利用料金

(1) 1日につき6,000円

(2) 運転手が宿泊する場合は、1泊につき8,000円

(3) 有料道路料金及び駐車料金は、利用する団体等が負担してください。

## 6 予約方法

申請受付期間内に、電話や窓口で受け付けます。

予約後、申請受付期間内に申請書と行程表を提出してください。乗車名簿は、利用日の7日前までに提出してください。

## 7 抽選について

3か月前(または2か月前)の申請受付期間の初日に限り、利用希望団体が重複した場合には抽選となります。(その日が土・日・祝など事務所の閉所日の場合はその日の後の最も近い開所日が申請受付期間の初日となります。)

## 8 その他

(1) 運転手への食事の提供及び心付けは、ご遠慮いたします。

(2) ごみは、利用団体等が責任を持って処理してください。

(3) 災害、バスの故障で運行不能となった場合は、使用承認を取り消すことがありますので、ご了承願います。

問い合わせ先 北広島市社会福祉協議会 (電話 372-1698)

※福祉バスの運行受付は、北広島市から事業を受託し実施しています。